○高知県警察自動車警ら隊運営規程

平成26年３月20日
高知県警察本部訓令第12号
改正　平成26年12月15日高知県警察本部訓令第27号
警察本部
警察署

高知県警察自動車警ら隊運営規程を次のように定める。

高知県警察自動車警ら隊運営規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　自ら隊は、警ら用無線自動車を用い、各種犯罪の予防及び検挙活動を最重点の任務とするほか、次に掲げる活動を行うものとする。

（１）　事件事故等の急訴事案の初動措置

（２）　非行少年の補導

（３）　交通指導取締り

（４）　保護・救護活動

（５）　重要犯罪をはじめとする各種犯罪を抑止するために必要な活動

（６）　署の要請に応じた初動捜査及び警ら活動の実施並びに自動車警ら班等の実務指導

（７）　その他県本部地域課長（以下「地域課長」という。）が必要であると認める活動

（活動区域等）

第３条　自ら隊の活動拠点を県本部に置く。

２　自ら隊の活動区域は、県下全域とする。ただし、事件の発生状況、交通事情、地理的条件等を勘案して、高知市及びその周辺地域において重点的に運用するものとする。

一部改正〔平成26年本部訓令27号〕

（勤務種別等）

第４条　自ら隊の勤務種別は、警ら用無線自動車による機動警ら及び待機とする。

２　自ら隊の活動単位は、原則として２人１組を単位とする。

一部改正〔平成26年本部訓令27号〕

（運営等）

第５条　自ら隊の運営は、地域課長が行うものとする。

（隊長の任務）

第６条　自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）は、地域課長の命を受け、自ら隊の事務を統括し、隊員を指揮監督するとともに、通信指令課、関係署等との緊密な連携により、自ら隊の効果的な運用を図るものとする。

（副隊長の任務）

第７条　自動車警ら隊副隊長（以下「副隊長」という。）は、隊長の任務を補佐し、隊長が不在のときは、その任務を代行するものとする。この場合において、副隊長は当該任務の内容等について速やかに隊長に報告するものとする。

（班長の任務等）

第８条　隊長は、第４条第２項に規定する自ら隊の活動単位ごとに隊員の中から班長を指名するものとする。

２　班長は、自ら率先して自ら隊の任務を遂行するとともに、活動単位を同じくする隊員を指揮監督するほか、自ら隊の活動に関し次に掲げる事項を行う。

（１）　事件事故等の初動措置における現場指揮

（２）　事件事故等の発生地又は検挙地を管轄する署（以下「管轄署」という。）への事件（道路交通法令違反を含む。以下同じ。）、事務等の引継ぎ

（３）　勤務交替時における報告及び勤務交替者への事務の引継ぎ

（４）　交通事故及び受傷事故を防止するために必要な措置

（５）　その他当該活動単位において任務を遂行する上で必要となる措置

一部改正〔平成26年本部訓令27号〕

（隊員の基本的遵守事項）

第９条　隊員は、警ら用無線自動車の運行及び職務の執行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　各種犯罪の予防及び検挙活動が自ら隊の最重点の任務であることを認識の上、罪種ごとの発生状況を分析検討し、治安情勢に即応した先制的な警らを行い、職務質問及び各種照会を励行すること。

（２）　署との連携を図り、勤務員が不在となっている交番又は駐在所の立寄り又は所管区域の警らを行うなどの支援活動を実施すること。

（３）　関係法令を遵守するとともに、運行前点検等の綿密な実施、安全運転呼称の励行等により、交通事故の絶無を期すこと。

（４）　犯人の逮捕その他の現場活動により、やむを得ず車両を離れるときは、確実に施錠をするなど、車両等の盗難防止措置を徹底すること。

（５）　常に車両及び装備資機材の点検整備を行い、その機能を最大限に発揮させるように努めること。

（６）　服装、言動等に留意し、積極的に県民の理解と協力を得られるように努

めること。

（７）　事件事故等の現場に臨場する際は、関係署所属の職員と緊密な連携を図り、迅速かつ適確な初動措置を講じること。

（８）　通信機器及び通話要領に習熟し、通信指令課及び署通信室の指令、手配等に迅速かつ的確に対応すること。

（事件事故等の初動措置）

第10条　隊員は、事件事故等を認知したときは、次に掲げる事項に関する初動措置を行った後、管轄署に引き継ぐものとする。

（１）　被疑者の捜索、追跡及び逮捕

（２）　負傷者の救護

（３）　被害者、目撃者その他参考人の確保及び応急的な事情聴取

（４）　現場保存及び証拠隠滅防止

（５）　遺留品その他捜査資料の収集

（６）　危険状態の除去及び現場の交通整理

（７）　その他事件事故等を処理する上で必要な事項

一部改正〔平成26年本部訓令27号〕

（初動指揮）

第11条　前条の初動措置に係る指揮は、隊長が行うものとする。ただし、高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号）第12条に規定する当直員の勤務時間又は隊長若しくは副隊長が不在のときは、班長が行うものとする。この場合において、班長は当該指揮した内容を速やかに隊長に報告するものとする。

（捜査指揮）

第12条　隊員が取り扱う事件の捜査指揮は、原則として管轄署の署長が行うものとする。

（相互協力）

第13条　自ら隊は、関係所属の職員と緊密な連携を図り、効果的な活動を行うものとする。

２　自ら隊は、事件事故等の対応に当たり、応援が必要であると認めるときは、関係所属に応援を求めることができる。

３　関係所属の職員は、自ら隊の活動が円滑に行われるよう、自ら隊の活動について積極的に協力するものとする。

（事件の引継ぎ）

第14条　自ら隊が勤務中に取り扱った事件の被疑者、証拠物件その他の資料は、速やかに、原則として管轄署に引き継ぐものとする。ただし、関係所属に引き継ぐことが事件処理に資する場合には、地域課長、管轄署長及び関係所属長が

協議の上、関係所属に引き継ぐことができるものとする。

一部改正〔平成26年本部訓令27号〕

（応援要請）

第15条　所属長は、自ら隊の応援が必要であると認めるときは、地域課長に派遣を要請することができる。

２　地域課長は、前項の要請により派遣が必要であると認めるときは、自ら隊を応援派遣するものとする。

３　応援派遣された隊員は、派遣先の所属長の指揮を受け、積極的に職務の遂行に当たらなければならない。

４　応援派遣を受けた所属長は、自ら隊の応援を必要としなくなったときには、速やかに任務を解くものとする。

（勤務計画）

第16条　隊長は、地域課長の指示を受け、毎月25日までに翌月分の勤務計画を策定し、隊員に示すものとする。

２　隊長は、前項の勤務計画によりがたい特別の事情が生じたときは、地域課長の承認を得て勤務計画を変更することができる。

（活動状況報告）

第17条　隊員は、勤務日における活動状況を隊長を経由して地域課長に報告しなければならない。

２　隊長は、自ら隊の毎月の活動結果を地域課長に報告するものとする。

（委任）

第18条　この訓令の施行のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月15日高知県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成27年１月１日から施行する。